平成２３年（フ）第１４５５９号
東京都豊島区西巣鴨１丁目24―３―201
債務者　長井　康雄
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５６０号
東京都荒川区東尾久６丁目25―13　ＫＪＣ・D318
債務者　河本　将吾
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５６１号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目17―３―101
債務者　中村　英夫
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５６８号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町5812　細谷戸ハイツ５街区２棟303
債務者　大沼六津男
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５６９号
東京都立川市一番町６丁目８―１―49―204
債務者　青木　昌弘
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５７０号
東京都東久留米市前沢５丁目１―14―213
債務者　與那原瑞生
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５７８号
東京都小平市回田町162―１　ライオンズヴィアーレ武蔵小金井壱番館301
債務者　望月弥緒子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５７９号
東京都杉並区高円寺南３丁目20―15　リターリーヨシノⅡ―207
債務者　大森　一興
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５８０号
東京都世田谷区宮坂３丁目47―８―Ａ―３
債務者　青木　孝篤
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１２１号
横浜市保土ケ谷区星川３丁目17番22号　山梨荘202号
債務者　大塚みどり
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３１１号
横浜市旭区柏町132番地６　メゾングレース203号
債務者　佐久川紀子（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５８７号
横浜市旭区本村町72番地の２
債務者　松本　正雄
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６３７号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地３街区６号棟402号室
債務者　佐久間　要
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７０７号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1193番地７
債務者　小林　満生
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５５号
東京都昭島市松原町３丁目６番７―202号
債務者　坪内　信貴
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部